

令和2年4月8日

保護者の皆様

緊急事態宣言発令に伴う保育園運営について

いつも当保育園運営にご理解とご協力をいただきまして感謝申し上げます。昨日夕方に緊急事態宣言が発令されたことに伴い、横浜市こども青少年局より通知がありましたのでそれを基に保育園の意向をお知らせいたします。下記の記載事項をお読みになり、命を守る行動をとりながら保育園をご利用ください。ご理解とご協力の方をお願い致します。

- ・令和2年4月8日～令和2年5月6日までの期間保育園登園自粛のお願い。

(神奈川県知事会見抜粋)

県民の安定的な生活を確保するため、医療や看護、ライフライン、食料品や日用品などの販売、金融や物流などの県民の生活にかかわりの深い事業者の皆様には、引き続き、業務を継続いただくようお願い致します。またこういう事業者のお子さんを預かる保育所などにおきましては、引き続き業務の継続をお願い致します。

上記の内容同様に横浜市内の保育所は原則開所ですが、新型コロナウイルス感染拡大防止に取組む必要があることから、ご家庭などで保育が可能な場合は令和2年4月8日～令和2年5月6日までの期間の登園や延長保育の利用を控えていただくようお願い致します。

また、保育園を利用されるご家庭は横浜市こども青少年から発信された「緊急事態宣言発令中の保育意向確認カード」を保育園に提出するようお願い致します。(令和2年4月10日締切とします。)

- ・登降園時のお子さんの受け渡しについて

感染リスクを減らすために各クラス以下に行ないます。

ほし組はクラス前で行います。(慣れ保育期間中の家庭は入室可能です)

にじ・たいよう組は2階エレベーターホールで行います。

※ 週末のシーツ交換についてほし組は保育室前、にじ・たいよう組はエレベーターホールで交換をお願い致します。

- ・4月の行事について

保護者懇談会は中止と致します。(紙面でお伝えします。)

4月誕生日会は中止と致します。(落ち着いたら開催致します。)

子どもたちの笑顔があふれる世の中に戻すために、今できることを相互に協力しながら進めてまいりたいと思います。

横浜市金沢八景保育園

施設長 石井 望

令和2年4月8日

保護者の皆様へ

横浜市こども青少年局保育・教育運営課長
保育・教育人材課長

緊急事態宣言の発出に伴う保育所等※の利用について

日頃から、保育・教育施設の運営にご協力いただき、ありがとうございます。

令和2年4月7日付で政府による「緊急事態宣言」が神奈川県に出されました（期間：令和2年4月8日から5月6日まで）。神奈川県知事からは、「県民の外出の自粛」が要請されていますが、保育所等の使用制限等は要請されていません。

市内の保育所等は原則開園とし、保育が必要な方については、引き続き保育所等を利用していただけますのご安心ください。

一方、新型コロナウイルス感染拡大防止に取り組む必要があることから、ご家庭等での保育が可能な場合には、令和2年4月9日から5月6日までの期間の登園や延長保育の利用を控えていただくなど、ご協力をお願いいたします。

つきましては、期間中の登園の意向を把握し、園での保育の体制を整えるため、別添の「保育意向確認カード」を園に提出してください。

なお、その際の利用料等については、以下のとおりの取扱いをしますので、よろしく申し上げます。

※保育所等：認可保育所、幼保連携型認定こども園、地域型保育事業、横浜保育室

1 登園をしなかった場合の利用料（保育料）について

緊急事態宣言の対象期間が令和2年4月8日から5月6日であることから、この期間中に登園をしなかった園児の利用料（保育料）については、登園しなかった日数に応じて利用料を減額することとし、後日還付いたします。手続き等の詳細は別途お知らせします。

2 給食について

期間中についても原則通常通り給食を提供します。

ただし、園での体制の確保など、安全に給食を提供することが困難である場合は、昼食の持参をお願いする場合がありますので、ご協力をお願いします。なお、その場合でも、おやつ、延長保育での食事提供は各園で対応します。

※給食を提供しない場合の給食費の取り扱いについては、後日各園からお知らせする予定です。

3 その他

園児や職員がり患した場合や地域で感染が著しく拡大している場合などは、臨時休園とすることもあります。

感染症対策のため通常よりも保育士等に負担がかかっている状況も踏まえ、ご協力をお願いします。

<問い合わせ先>

保育・教育運営課

【園児の預かりについて】 671-3564

【利用料について】 671-2709 (4/20～) 671-0255

【延長保育について】 671-4464 (4/20～) 671-3564

保育・教育人材課

【給食について】 671-2397

保育対策課

【年度限定保育事業について】 671-4469

緊急事態宣言発令中の保育意向確認カード

緊急事態宣言を受け、園での保育の体制を整えるために、登園の意向を確認させていただきます。

園名 _____

園児名： _____ クラス： _____

保護者名： _____

1 緊急事態宣言発令中の登園予定

- 4月9日～5月6日、全日の登園を控えます。
- 登園を予定しています。(⇒ 以下の記入をお願いします。)

<登園を予定している方のみ記入>

○保護者の状況の確認

確認項目	父	母
勤務等の状況	<input type="checkbox"/> 出勤が必要 <input type="checkbox"/> 在宅での勤務等 (家庭での保育不可) <input type="checkbox"/> 介護、看護等 <input type="checkbox"/> その他 (_____)	<input type="checkbox"/> 出勤が必要 <input type="checkbox"/> 在宅での勤務等 (家庭での保育不可) <input type="checkbox"/> 介護、看護等 <input type="checkbox"/> その他 (_____)
勤務日等	<input type="checkbox"/> 平日のみ <input type="checkbox"/> 土曜あり <input type="checkbox"/> シフト等 (曜日： _____)	<input type="checkbox"/> 平日のみ <input type="checkbox"/> 土曜あり <input type="checkbox"/> シフト等 (曜日： _____)
保育必要時間	平日 _____ : _____ ~ _____ : _____ 、平日以外 _____ : _____ ~ _____ : _____	

○緊急連絡先

(1) 名前： 子どもとの関係： 連絡先：	(2) 名前： 子どもとの関係： 連絡先：
-----------------------------	-----------------------------

令和2年 月 日

署名： _____

登園を予定されている場合は、裏面の「登園状況確認表」の登園予定日に○をつけてください。

登園状況確認表

期間中の園児の登園状況が把握できるよう、「利用予定」欄には登園予定日を**保護者が記入**、

「登園日」欄には登園した日を**各園が記入**してください。

4月	日	月	火	水	木	金	土
				8日	9日	10日	11日
利用予定							
登園日							
	12日	13日	14日	15日	16日	17日	18日
利用予定							
登園日							
	19日	20日	21日	22日	23日	24日	25日
利用予定							
登園日							
	26日	27日	28日	29日	30日		
利用予定							
登園日							

5月	日	月	火	水	木	金	土
						1日	2日
利用予定							
登園日							
	3日	4日	5日	6日			
利用予定							
登園日							